

財政健全化法に基づく指標の公表について（令和4年度決算）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）第3条及び第22条に基づき、健全化判断比率・資金不足比率を次のとおり公表します。

健全化判断比率

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道 清水町	—	—	8.8%	—
早期健全化基準	14.90%	19.90%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※本町の実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、黒字のため「—」表示としています。

資金不足比率

区分	水道事業会計	下水道事業会計
北海道 清水町	—	—
経営健全化基準	20.0%	

※本町の資金不足比率は、上記会計のいずれも黒字のため「—」表示としています。

用語の説明

実質赤字比率	一般会計の収支額の標準財政規模に対する割合のことで、赤字の時に算出されます。一般会計の収支が黒字か赤字かを判断する指標です。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む町の全会計の収支額の標準財政規模に対する割合のことで、赤字の時に算出されます。町トータルとして収支が黒字か赤字かを判断する指標です。
実質公債費比率	一般会計が実質的に負担する公債費等の額の標準財政規模に対する割合（3か年平均）のことで、過去に行った借金の返済に充てられた額がどの程度の大きさなのかを示す指標です。典型的な借金である地方債の返済のほか、債務負担行為などいわゆる借金的なものを全て含めて算出します。
将来負担比率	一般会計が実質的に将来負担する地方債現在高等の額の標準財政規模に対する割合のことで、将来負担すべき借金的なものがどの程度の大きさなのかを示す指標です。
資金不足比率	公営企業会計における資金不足額の事業規模（料金収入等）に対する割合のことで、公営企業の経営状況が黒字か赤字かを判断する指標です。
標準財政規模	自治体が標準的な状況のときに通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、自治体の財政状況を一定基準で分析する場合などに用います。
早期健全化基準	自主的な改善努力によって財政の健全化を図るべき状態とされる基準。財政のイエローカードと言われる。
財政再生基準	財政状況が極めて悪く、国の強い関与のもとで財政再建を要する状態とされる基準。財政のレッドカードと言われる。
経営健全化基準	公営企業会計において、自主的な改善努力によって経営の健全化を図るべき状態とされる基準。